平成２３年（フ）第１４０号
神奈川県横須賀市二葉２丁目24番17号　秀栄マンション301
債務者　小澤　幸博
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前10時
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４６５号
愛知県常滑市鯉江本町２丁目３番地の１
債務者　越後　和紀
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後３時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６６号
愛知県常滑市鯉江本町２丁目３番地の１
債務者　越後　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後３時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲401番地１　垣生シンデン団地231号室
債務者　中川　隆広
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第４２号
栃木県大田原市富士見１丁目1606番地259　アネシスＡ棟105号
債務者　根本　達也
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月１日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第７４３号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅５棟403号
債務者　廣田　和行
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８２号
横浜市南区南太田３丁目12番13―402号
債務者　赤川　永子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５７号
横浜市鶴見区上末吉５丁目６番26号　山手コーポ203
債務者　曽根　　豊
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５８号
横浜市鶴見区上末吉５丁目６番26号　山手コーポ203
債務者　曽根久美子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３８号
横浜市旭区善部町25番地27　シティハイムセイラン101
債務者　関　　弘次
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６９号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目３番18号
債務者　程島　正子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７０号
神奈川県藤沢市石川１丁目４番地の１　フリーデンハイム401号
債務者　八鍬　美華
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７９号
神奈川県藤沢市鵠沼神明５丁目８番２号　シティハイム湘南201
債務者　中下　竜也
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７８５号
横浜市鶴見区平安町１丁目48番地８　群馬荘201
債務者　長副　健次
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８１１号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目２番２号　元町橋ストアー201号
債務者　岡安美恵子（旧姓會澤）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８１２号
横浜市西区みなとみらい４丁目９番２―Ｄ704号
債務者　鈴木　淳一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部